

参 考 资 料

男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十三条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

9 あなたのお住まいはどちらですか。

- (1) 盛岡広域生活圏（盛岡市、八幡平市、葛巻町、岩手町、雫石町、矢巾町、紫波町、滝沢村）
- (2) 岩手中部広域生活圏（花巻市、北上市、西和賀町）
- (3) 胆江広域生活圏（奥州市、金ヶ崎町）
- (4) 両磐広域生活圏（一関市、平泉町、藤沢町）
- (5) 気仙広域生活圏（陸前高田市、大船渡市、住田町）
- (6) 釜石広域生活圏（釜石市、遠野市、大槌町）
- (7) 宮古広域生活圏（宮古市、岩泉町、山田町、川井村、田野畑村）
- (8) 久慈広域生活圏（久慈市、洋野町、野田村、普代村）
- (9) 二戸広域生活圏（二戸市、軽米町、一戸町、九戸村）

1 男女平等についてお伺いします。

問1 あなたは今の社会で、次のような各分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。次の ~ の各項目ごとに1～6の中から1つずつ選んで番号に をしてください。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
家庭の場で	1	2	3	4	5	6
職場で	1	2	3	4	5	6
学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
政治の場で	1	2	3	4	5	6
法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
社会通念、慣習、しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
社会全体として	1	2	3	4	5	6

問5 理想としては、どのように分担するのがよいとお考えですか。次の ~ の各項目ごとに1～5の中から1つずつ選んで番号に をしてください。

	主に妻が行う	主に妻が行い夫が一部 分担する	同程度分 担する	主に夫が行い妻が一部 を分担する	主に夫が行う
掃 除	1	2	3	4	5
洗 濯	1	2	3	4	5
日常の買い物	1	2	3	4	5
食事のしたく	1	2	3	4	5
食事の後片付け	1	2	3	4	5
育 児	1	2	3	4	5
高齢者の介護	1	2	3	4	5
地域の行事(自治会等)に参加	1	2	3	4	5
高額の商品や土地・家屋の購入 を決める	1	2	3	4	5
家庭の問題における最終的な決 定をする	1	2	3	4	5

問6 今後、男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思えますか。次の中からいくつでも選んで をしてください。

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事、育児、介護、地域活動についても、その評価を高めること
- 6 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多くもてるようにすること
- 7 男性が家事、育児、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 8 県や市町村などの研修等により、男性の家事や育児、介護等の技能を高めること
- 9 男性が育児や介護、地域活動を行うための、仲間(ネットワーク)作りを進めること
- 10 その他(具体的に)
- 11 わからない

問7 次のうち、あなたのご意見に近いものはどれでしょうか。次の ~ の各項目ごとに 1 ~ 5の中から1つずつ選んで番号に をしてください。

		項目	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらかと いえばそう は思わない	そうは思 わない	わからな い
結婚		結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
家庭について		夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
		女性は結婚したら、自分自身のことより夫や子どもなど、家族を中心に考えて生活したほうがよい	1	2	3	4	5
		結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5
		女性は仕事をもつのはよいが、家事、育児もきちんとすべきである	1	2	3	4	5
離婚		結婚しても、相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4	5
		一般に、今の社会では、離婚すると女性の方が不利である	1	2	3	4	5

問8 最近、出生数が少なくなっていますが、あなたはその理由は何だと思えますか。次の中からいくつでも選んで をしてください。

- 1 子どもの教育にお金がかかるから
- 2 育児の心理的、肉体的負担のため
- 3 家が狭いから
- 4 経済的に余裕がないから
- 5 仕事をしながら子育てをするのが困難だから
- 6 自分の趣味やレジャーと両立しないから
- 7 結婚年齢があがっているから
- 8 結婚する人が少ないから
- 9 結婚しないで子どもをもつことに対して、抵抗感が強いから
- 10 子どもが欲しくないから
- 11 その他(具体的に)
- 12 わからない

問9 あなたご自身がもしも介護を必要とするようになったら、どのようにしたいですか。1つに をしてください。

- 1 家庭で家族だけの介護を受けたい
- 2 家庭で主に家族の介護を受け、足りないところをホームヘルプサービスなど介護保険による居宅サービスで補いたい
- 3 家庭で主にホームヘルプサービスなど介護保険による居宅サービスを受け、家族の負担をできるだけ軽くしたい
- 4 介護施設等に入りたい
- 5 その他(具体的に)

3 職業についてお伺いします。

問 10 一般的に、女性が職業をもつことについてどう思いますか。1つに をしてください。

- 1 職業は一生もちつづける方がよい
- 2 結婚するまで職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまで職業をもつ方がよい
- 4 子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 5 女性は職業をもたない方がよい
- 6 その他(具体的に)
- 7 わからない

問 11 現在職業をもっている方にお伺いします。職業をもっている主な理由は何ですか。2つに をしてください。

- 1 生計を維持するため
- 2 家計の足しにするため
- 3 住宅ローンなどの借金返済のため
- 4 教育資金を得るため
- 5 将来に備えて貯蓄をするため
- 6 自分で自由に使えるお金を得るため
- 7 生きがいを得るため
- 8 自分の能力、技術、資格を活かしたいから
- 9 視野を広げたり、友人を得るため
- 10 社会に貢献するため
- 11 仕事をするのが好きだから
- 12 働くのが当然だから
- 13 時間的に余裕があるから
- 14 家業だから
- 15 いったん退職すると、今と同程度の条件での再就職が難しいから
- 16 その他(具体的に)

問 12 現在の社会は、女性が働きやすい状況にあると思いますか。1つに をしてください。

- 1 大変働きやすい状況にあると思う
- 2 ある程度働きやすい状況にあると思う
- 3 あまり働きやすい状況にあると思わない
- 4 働きやすい状況にあるとは思わない
- 5 一概にはいえない
- 6 わからない

〔問 12 で 1 または 2 と答えた方にお伺いします。〕

問 13 それは、どのような理由からでしょうか。3つまで選んで をしてください。

- 1 働く場が多い
- 2 能力発揮の場が多い
- 3 労働条件が整っている
- 4 育児施設が整備されている
- 5 昇進、教育訓練等に男女の差別的扱いがなくなっている
- 6 結婚・出産退職の慣行がなくなっている
- 7 「男は仕事」「女は家庭」という社会通念が変化している
- 8 家族の理解、協力が得やすい
- 9 その他(具体的に)
- 10 わからない

〔問 12 で 3 または 4 と答えた方にお伺いします。〕

問 14 それは、どのような理由からでしょうか。3 つまで選んで をしてください。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1 働く場が限られている | 2 能力発揮の場が少ない |
| 3 労働条件が整っていない | 4 育児施設が十分でない |
| 5 昇進、教育訓練等に男女の差別的扱いがある | 6 結婚・出産退職の慣行がある |
| 7 「男は仕事」「女は家庭」という社会通念がある | |
| 8 家族の理解、協力が得にくい | |
| 9 その他(具体的に |) |
| 10 わからない | |

〔既婚の女性で、過去に就業経験があり、現在職業をもっていない方にお伺いします。〕

問 15 仕事をやめられた理由は何ですか。最も近い理由を 1 つに をしてください。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1 結婚のため | 2 家事や育児への専念のため |
| 3 健康上の理由 | 4 家事や育児との両立が困難だから |
| 5 高齢者や病人の世話のため | 6 勤め先の都合のため |
| 7 経済的に働く必要がなくなったから | 8 仕事に対する不満があったため |
| 9 職場の人間関係のため | 10 職場で結婚・出産退職の慣行があったため |
| 11 夫の転勤のため | 12 給料、収入が少ないため |
| 13 家族の反対や無理解 | 14 他にやりたいことがあったため |
| 15 その他(具体的に |) |
| 16 わからない | |

〔既婚の女性で、過去に就業経験があり、現在職業をもっていない方にお伺いします。〕

問 16 今後仕事に就きたいとお考えですか。1 つに をしてください。

- 1 仕事に就く予定がある
- 2 仕事に就きたいが当面予定はない
- 3 仕事に就きたくない
- 4 わからない

〔既婚の女性で、過去に就業経験があり、現在職業をもっていない方にお伺いします。〕

問 17 現在仕事に就いていないのは、主にどのような理由からですか。 1つに をしてください。

- 1 希望する就職先（職種、条件、場所等）がないから
- 2 家事や育児に手がかかるから
- 3 介護の必要な家族・親族等がいるから
- 4 家族や周囲の理解がないから
- 5 仕事に就くための技術・能力が不十分だから
- 6 健康や体力の面で不安があるから
- 7 対人関係に不安があるから
- 8 経済的に働く必要がないから
- 9 仕事の募集がないから
- 10 現在、就学中だから
- 11 他にやりたいことがあるから
- 12 女性は職業をもたないほうがよいから
- 13 その他（具体的に _____）
- 14 特に理由はない

4 仕事と家庭・社会活動の両立についてお伺いします。

問 18 仕事との関係において、家庭生活または町内会やボランティア、サークル活動などの社会活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。(1)女性及び(2)男性それぞれの場合について、望ましいと思うものをこの中から 1つだけお答えください。

(1) 女性についてはどうでしょうか。(男性の方もお答えください)

- 1 家庭生活又は社会活動よりも、仕事に専念する
- 2 家庭生活又は社会活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活又は社会活動と仕事を同じように両立させる
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活又は社会活動を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活又は社会活動に専念する
- 6 わからない

(2) 男性についてはどうでしょうか。(女性の方もお答えください)

- 1 家庭生活又は社会活動よりも、仕事に専念する
- 2 家庭生活又は社会活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活又は社会活動と仕事を同じように両立させる
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活又は社会活動を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活又は社会活動に専念する
- 6 わからない

問 19 現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか。この中から 1つ お選びください。

- 1 家庭生活又は社会活動よりも、仕事に専念している
- 2 家庭生活又は社会活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている
- 3 家庭生活又は社会活動と仕事を同じように両立させている
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活又は社会活動を優先させている
- 5 仕事よりも、家庭生活又は社会活動に専念している
- 6 わからない

問 20 一般に、男女が共に仕事と家庭・社会活動の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。

(1) 女性及び (2) 男性それぞれの場合について項目の中から いくつでも あげてください。

(1) 女性についてはどうでしょうか。(男性の方もお答えください。)

- 1 給与、仕事内容等の労働条件面での男女間格差の解消
- 2 昇進、昇格の機会での男女差をなくす
- 3 研修や職業訓練の機会の確保
- 4 労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及
- 5 育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備(代替要員の確保など)
- 6 育児や介護のために退職した職員の復職又は再就職が可能となるような制度の導入
- 7 柔軟な勤務制度の導入(在宅勤務やフレックスタイムなど)
- 8 金銭面での支援の充実(出産一時金や育児休業・介護休業中の手当での増額など)
- 9 保育・介護サービスの向上(保育・介護施設の充実や保育・介護時間の延長など)
- 10 仕事と家庭生活等の両立等の問題について相談できる窓口の設置
- 11 「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の解消
- 12 家庭や学校における男女平等教育
- 13 その他(具体的に)

(2) 男性についてはどうでしょうか。(女性の方もお答えください。)

- 1 給与、仕事内容等の労働条件面での男女間格差の解消
- 2 昇進、昇格の機会を男女差をなくす
- 3 研修や職業訓練の機会の確保
- 4 労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及
- 5 育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備(代替要員の確保など)
- 6 育児や介護のために退職した職員の復職又は再就職が可能となるような制度の導入
- 7 柔軟な勤務制度の導入(在宅勤務やフレックスタイムなど)
- 8 金銭面での支援の充実(出産一時金や育児休業・介護休業中の手当への増額など)
- 9 保育・介護サービスの向上(保育・介護施設の充実や保育・介護時間の延長など)
- 10 仕事と家庭生活等の両立等の問題について相談できる窓口の設置
- 11 「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の解消
- 12 家庭や学校における男女平等教育
- 13 その他(具体的に)

5 女性の人権についてお伺いします。

問21 あなたは、次の事項について、女性の人権が尊重されていないと感じますか。各項目ごとに1～3の中から1つ選んで、番号に をつけてください。

	人権が尊重されていないと感じる	どちらともいえない	そうは感じない
売春・買春	1	2	3
女性の働く風俗営業	1	2	3
家庭内での夫から妻への暴力(殴る・大声でののしるなど)	1	2	3
職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	1	2	3
女性のヌード写真などを掲載した雑誌	1	2	3
女性の体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく使用した広告など	1	2	3
女性の容貌を競うミス・コンテスト	1	2	3
「令婦人」「婦人」「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉	1	2	3
女性に対するストーカー(つきまとい行為)	1	2	3
痴漢行為	1	2	3

問 22 女性に対する暴力(配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等)を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。次の中からいくつでも選んで をしてください。

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、命の大切さや男女平等について教育を行う
- 2 学校で、児童・生徒・学生に対し、命の大切さや男女平等について教育を行う
- 3 地域で、暴力を許さない社会づくりのための研修会、イベントなどを行う
- 4 メディア(新聞・テレビなど)を活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 5 加害者の取り締まりを強化する
- 6 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 7 加害者への罰則を強化する
- 8 暴力を助長するおそれのある情報(雑誌、ビデオ、ゲームソフトなど)を取り締まる
- 9 メディア(新聞・テレビなど)が自主的な取組を強化し、暴力表現を取り扱わないよう取り組む
- 10 その他(具体的に)
- 11 わからない

問 23 妊娠・出産を担う性である女性は、男性とは異なった体や心の問題に直面することがありますが、女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために、どのようなことが大事だと思いますか。次の中からいくつでも選んで をしてください。

- 1 女性が性生活について、主体的・総合的に判断する力をつけること
- 2 妊娠・出産・避妊・中絶に関する情報の提供
- 3 思春期、妊娠・出産・更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進
- 4 学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施
- 5 受診機会の少ない女性の健康診査等の促進
- 6 心身にわたるさまざまな悩みに対応する相談体制の整備
- 7 不妊に関する専門的な相談に応じる機関の整備
- 8 その他(具体的に)
- 9 特にない
- 10 わからない

問 24 メディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。次の中からいくつでも選んで をしてください。

- 1 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
- 2 社会全体の性に関する道德観・倫理観が損なわれている
- 3 女性に対する犯罪を助長するおそれがある
- 4 そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない
- 5 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている
- 6 その他(具体的に)
- 7 特に問題はない
- 8 わからない

6 男女共同参画施策についてお伺いします。

問 25 これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがありますか。次の ~ の各項目ごとに 1 ~ 3 の中から 1 つずつ選んで番号に をしてください。

項目	内容を知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	知らない
女子差別撤廃条約	1	2	3
男女雇用機会均等法	1	2	3
男女共同参画社会基本法	1	2	3
ストーカー規制法	1	2	3
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)	1	2	3
育児・介護休業法	1	2	3
岩手県男女共同参画推進条例	1	2	3
いわて男女共同参画プラン	1	2	3
ジェンダー (文化的社会的につくられた性別)	1	2	3
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	1	2	3
次世代育成支援対策推進法	1	2	3

問 26 男性と女性が、家庭、職場、地域社会、政治の場などあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するためには、県や市町村行政は、今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。主なものを 3 つまで 選んで をしてください。

- 1 男女平等を目指した制度の制定や見直し
- 2 政策決定の場への女性の積極的な登用
- 3 各種団体の女性リーダーの養成
- 4 職場における男女の均等な取扱いの周知徹底
- 5 女性の就労機会の確保、女性の職業教育や職業訓練の充実
- 6 保育所、放課後児童クラブ (学童保育) などの施設・サービスの充実
- 7 高齢者や病人の施設や介護のサービスの充実
- 8 学校教育や社会教育・生涯学習の場での男女平等や相互理解についての学習の充実
- 9 女性の生き方に関する情報提供や交流の場となる拠点施設の整備
- 10 各国の女性との交流や情報提供などの国際交流の推進
- 11 広報紙やパンフレットなどによる男女平等や相互理解・協力についての PR
- 12 その他 (具体的に)
- 13 わからない

問 27 男性と女性が、家庭、職場、地域社会、政治の場などあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するために、県に対してのご意見やご要望がありましたら、自由にお書きください。



以上で終わりです。もう一度記入もれなどがないかご確認ください。調査にご協力いただきありがとうございました。

【女性問題】

女性が、女性であるという理由だけで社会や家庭内で受けるあらゆる差別や、不平等、不利益、不自由のことです。これは、女性が主体的、自立的に生きようとするときの様々な障害ともなることから、女性問題は人権問題であるといえます。

同じように、男性であるという理由で男性が感じる生きにくさもあり、女性問題は男性の問題でもあり、男女が共に協力して解決していかなければならない問題です。

【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

【社会的性別（ジェンダー）】

人間は生まれつきの生物学的性別（セックス / sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー / gender）」といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

【社会的性別（ジェンダー）の視点】

「社会的性別」が性差別、性別による固定役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。

このような視点でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。

一方、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、国では、「『ジェンダー・フリー』という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。」としています。

【エンパワーメント（empowerment）】

「女性が社会的に力をつけること」をいいます。女性自身が自分の置かれた状況のなかで問題を自覚し、その状況をもたらしている社会の構造に気づき、構造を変えるための行動を開始し、単なる女性の地位の改善にとどまらず、新しい価値と文化を創る主体となることを意味します。

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health / rights)】

「性と生殖に関する健康及び権利」の確立にかかわる包括的な考え方をいいます。女性は、その身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面し、女性の健康の維持には女性自身とともに周辺の人々の理解と協力が不可欠となります。そして現在では、女性が自らの心身の健康を享受することを、重要な人権の一つとして位置づけられるに至っています。

その中心的課題には、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。

【セクシャル・ハラスメント (sexual harassment)】

労働省では1993年「相手の側の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上での一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と規定しています。

一般には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」を指し、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目にふれる場所への写真の掲示などを含みます。

強い立場にある側から弱い側に与えられるこうした行為は、立場の上下を利用した悪質な行為であるとともに、女性の人格権を侵害する行為でもあるのです。

なお、平成11(1999)年4月に改正された男女雇用機会均等法においては、事業主の職場におけるセクシャル・ハラスメント防止が盛り込まれました。

【ドメスティック・バイオレンス (DV : Domestic Violence)】

配偶者や恋人からの暴力のことを指します。広義には女性や子ども、高齢者等家庭内弱者への継続的な身体的・心理的虐待、基本的欲求の剥奪、性的虐待を指します。

これまでは、夫婦間のことは私的な問題として扱う風潮等、表面化しにくかったのですが、女性問題の一環として、解決すべき大きな問題となっています。

【メディア・リテラシー (Media Literacy)】

テレビや新聞などのマスメディア、またインターネットなど新しい情報メディアが、どのように意味を構成しているのかを理解し、その情報をただ表面的に受けとめるだけでなく、それを主体的・批判的に分析して読み解く力、またこれらのメディアによってコミュニケーションを創り出す力のことをいいます。